

2025年度

事業計画書

2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで

公益財団法人 いしずえ

目 次

はじめに	2
1. サリドマイド被害者の健康管理、治療及び生活に関する相談及び支援(公益目的事業1)	3
2. サリドマイド被害者に対する年金支給(公益目的事業2)	5
3. 障害者の生活改善および社会的地位向上に関する事業(公益目的事業3)	6
4. 医薬品の副作用にかかる被害を防止し被害救済を行うための政策の拡充及び促進のための 提言、研修教育並びに啓発(公益目的事業4)	7
5. 被害者の相互扶助及び関連する国内外の団体、個人との交流および提携(その他の事業)	8
6. 運営・管理	9

はじめに

「いしずえ」は昨年、皆様のおかげをもちまして設立 50 周年を迎え、2025 年度は 51 年目（公益財団法人に移行して 13 年目）に入ります。

2025 年度も、公益目的事業として、昨年度と同様、サリドマイド被害者の福祉センターとしての事業、年金事業、障害者福祉向上のための事業、および薬害防止に関する事業を行います。また、サリドマイド被害者の相互交流を図る事業と他団体との交流・連携を、その他の事業として実施します。

なかでも、サリドマイド被害者の健康と生活のサポートは、今後ますます重要な課題であることから、引き続き重点的に取り組みます。被害者の医療費の無償化を目指すとともに、障害福祉サービスと介護保険サービスを被害者が安心して受けられるよう、関係各方面との協議を行います。また、被害者が公的年金を円滑に受給できるよう支援します。健診等については、厚生労働科学研究における健診等に全面的に協力します。相談事業については、今年度も厚生労働省の補助金を受けて相談員が被害者の相談に応じ必要な支援を行います。サリドマイド被害者の健康管理と生活の維持・向上のために必要な助成を行う事業については、引き続き製薬 5 社から支援金を受け、実施します。

これまで関係各方面との協議を続けてきた、サリドマイド被害者の新規認定については、国による認定の仕組みが整ったことから、認定作業の開始に向けて新規認定希望者の相談に応じ、認定申請を支援する体制を整えます。

長期継続年金については、年金原資の確実な運用と年金の円滑な支給に務めます。また、物価上昇の程度を確認し、物価スライドが適用された場合には、それに伴う増額分を加えた年金が確実に支給されるよう対応します。

障害者福祉向上のための事業については、障害者の生活環境向上の補助具・便利グッズに関する情報収集と紹介を進めます。

薬害防止については、催奇形性のある薬の安全管理システムのあり方について、胎児の被害防止の観点から監視や提言を行うとともに、サリドマイド事件の歴史とサリドマイドの危険性に関する教育が推進されるよう関係各方面に働きかけます。また、「全国薬害被害者団体連絡協議会」への参加を通じ、薬害教育を含む薬害防止全般に関する提言・活動等に参画します。

これらの事業にスピード感を持って、かつ効果的に取り組んで参りますが、そのためには医療・福祉・法律をはじめとする専門家ならびに関係者のお力添えを頂くことが不可欠です。事業の基礎となる財団の財政は、今年度も製薬会社 5 社のご支援に支えられます。今年度も皆様の一層のご理解・ご協力ならびにご支援をお願い申し上げます。

1. サリドマイド被害者の健康管理、治療及び生活に関する相談及び支援（公益目的事業1）

サリドマイド被害者（以下、被害者）全員を対象に、以下の事業を行う。

1) 被害者の健康管理・治療に関する相談及び支援

a) 健診等

- ① いしずえ独自の健診： 健診希望を事務局で受け付け、顧問医師または健康管理研究会の医師が重要性・必要性の観点から判断する。判断の結果、健診を実施する場合には、健診を希望する被害者に対し、帝京大学病院その他の適切な医療機関で健診が受けられるよう手配するとともに、健診費用の一部及び必要な交通費・宿泊費（全額）を当財団が負担する。
- ② 2025 年度厚生労働科学研究による健診への協力： いしずえは、受診希望者の受診日を調整するとともに、受診に必要な交通費・宿泊費（全額）を被害者に対して補助する。
- ③ 2025 年度厚生労働科学研究 研究班による「リハビリ個別面談」「ペインクリニック」「生活や仕事の環境改善」への協力： いしずえは、面談や受診希望者の面談日・受診日を調整するとともに、それに必要な交通費・宿泊費（全額）を被害者に対して補助する。

b) 健康相談

顧問医師による相談を行う。相談は電話または面接によるほか、専任相談員を介したメールにより行う。事前に相談の内容および希望日時を電話・メール等により受け付け、専任相談員が顧問医師に連絡し相談日時等を調整する。

c) 医療に関する情報提供

医療機関の受診その他に関する紹介・情報提供を行う。紹介・情報提供は、専任相談員が必要に応じて顧問医師または健康管理研究会ならびに厚生労働科学研究班の医師の助言を得て行う。

d) 医療費等の助成

- ① 医療費のうち、保険診療（医科、歯科、薬剤、針灸・あん摩、整体等を含む）にかかる費用の自己負担分の補助を行う。
- ② 保険適応はないが健康の保持増進に必要と認められる医科・歯科材料、マッサージ、予防接種、一般用医薬品等の費用に対する補助を行う。

2) 被害者の生活に関する相談と自立支援

a) 相談と自立支援

被害者の生活介助、住宅改善並びに生涯教育及び職業確保等に関する相談を行う。

① ソーシャルワーカー等による相談

専任相談員および地域相談員による相談を実施する。相談方法は面接、電話、メールなどとする。必要に応じて関係機関や専門家を紹介する。また、必要に応じて相談会を実施する。

② リハビリテーション等の専門家による相談

専任相談員が相談を受け付け、相談内容をリハビリテーション等の専門家に連絡して相談方法等について調整の上、相談を実施する。

③ 自立支援

被害者が居住する地域の福祉サービス利用のために必要な支援（ソーシャルワーカーの派遣等）を行う。

b) 生活自立のための助成

① 聴覚障害者への情報保障

聴覚障害者が外出する際に必要な手話通訳者または要約筆記者の派遣費用の補助を行う。

② 介助等が必要な被害者への外出保障・家事援助

介助等が必要な被害者が、障害者総合支援法または介護保険法の対象サービスを受けた際の自己負担分の補助を行う。それ以外に必要な介助サービスを受けた場合もかかった費用の補助を行う。

③ 被服の補正に関する助成

被害者が被服を購入する際に必要な、寸法直しの費用等の補助を行う。

④ 自助具・改造費の補助

被害者が自助具を購入する費用および道具等（医療、移動、衣類、居宅等に関するものを含む）の改造に要する費用の補助を行う。

2. サリドマイド被害者に対する年金支給(公益目的事業2)

サリドマイド訴訟和解時の「確認書」にもとづき策定された「長期継続年金実施要綱」にしたがい、年金原資の運用とサリドマイド被害者に対する年金支給を行う。受給対象者（188名）への円滑な年金給付に努める。

1) 年金原資の運用

昨年度までと同様に生命保険契約にもとづく運用を基本とする。

2) 年金の給付

「長期継続年金実施要綱」にもとづき、年4回の給付を行う。

3) 三者協議の開催

安定的な年金給付のための厚生労働省、住友ファーマ株式会社等との定例協議（三者協議）を開催する。

3. 障害者の生活改善および社会的地位向上に関する事業(公益目的事業3)

すべての障害者を対象に以下の事業を行う。

- 1) 補助具、補装機具等に関する情報提供及び普及促進
おもに上肢障害者及び聴覚障害者の生活を改善するための用具に関する以下の事業を実施する。
 - a) 補助具、補装機具に関する情報提供
補助具、補装機具に関する情報を収集し、ホームページ上で公開する。
 - b) 補助具、補装機具等の入手・開発に関する相談
事務局で相談を受け付け、相談内容を専門家に連絡して相談方法等について調整の上、必要に応じ専門家による相談を実施する。
- 2) 自操型福祉車両の普及促進
福祉車両の普及促進と運転環境改善を目的とした活動を実施する。

4. 医薬品の副作用にかかる被害を防止し被害救済を行うための政策の拡充及び促進のための提言、研修教育並びに啓発(公益目的事業4)

医薬品の副作用被害防止と被害救済に関する次の事業を行う。

1) 政策等の提言

医薬品の安全性確保並びに薬害被害者の救済を促進する観点から薬事制度・薬事行政等に関する提言等を行う。とくにサリドマイド等の医薬品等による胎児の被害を防止するため、関係各方面との意見交換をしつつ、必要な提言等を行う。

2) 教育・啓発

学校及び医薬関係の職能団体等が実施する薬害等に関する講義・講演・資料作成等に協力し、必要に応じて講師（サリドマイド被害者）を斡旋する。
薬害を記録、保存する活動に協力する。

5. 被害者の相互扶助及び関連する国内外の団体、個人との交流および提携(その他の事業)

1) 被害者の相互扶助

a) 交流会の開催

サリドマイド被害者・家族を対象とする交流会を開催し、被害者相互の交流及び情報交換を図る。

b) 「聴覚障害者の集い」の開催

聴覚障害をもつサリドマイド被害者を対象とする集いの開催を予定する。

c) IT を活用した被害者相互の交流及び情報交換

SNSおよびWeb会議ツール等のITを利用し、被害者相互の交流及び情報交換を図る。

2) 「いしずえニュース」の発行

「いしずえニュース」を年6回程度発行し、サリドマイド被害者・家族、関係者に送付する。

3) 国内外の団体、個人との交流および提携

a) 海外のサリドマイド被害者団体等との情報交換・国際交流

欧州（ドイツ、英国、北欧諸国等）、カナダ、ブラジル等のサリドマイド被害者団体等との情報交換・交流を行う。

b) 他の薬害被害者団体との情報交換・交流

医薬品の副作用被害防止と被害救済に関する事業推進に必要な事項について、「全国薬害被害者団体連絡協議会」に参加する。

c) 他の障害者団体との情報交換・交流

「先天性四肢障害児父母の会」などの障害者団体との情報交換・交流を行う。

6. 運営・管理

1) 評議員会

評議員会を1回開催する。

必要に応じて臨時評議員会を開催する。

2) 理事会

定例理事会を4回開催する。

必要に応じて臨時理事会を開催する。